



発行 新潟県

**第 56 号**

平成25年7月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 896 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除（環境対策課）
- 897 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除（環境対策課）
- 898 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
- 899 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 900 保安林の指定解除予定（治山課）
- 901 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 902 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 903 公共測量の終了通知（監理課）
- 904 公共測量の終了通知（監理課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

告 示

◎新潟県告示第896号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成21年7月17日新潟県告示第989号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除する。

平成25年7月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除する形質変更時要届出区域  
燕市小池字中通3660番4の一部及び3660番5の一部並びに燕市小池字上通5139番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

◎新潟県告示第897号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成25年2月5日新潟県告示第128号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除する。

平成25年7月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除する形質変更時要届出区域

燕市小池字中通3660番4の一部及び3660番5の一部並びに燕市小池字上通5139番1の一部

- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準(以下「土壌溶出量基準」という。)に適合しない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染のおそれの把握、土壌その他の試料の採取及び測定(以下「試料採取等」という。)を行う区画の選定並びに試料採取等による土壌溶出量基準への適合の確認

#### ◎新潟県告示第898号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定より、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成25年7月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	名称	所在地	指定年月日
涌井 永一郎(あん摩・マッサージ)	じょんのび在宅マッサージ	中魚沼郡津南町大字谷内3465番地	平成25年6月3日
小海 健(柔道整復)	けやき整骨院	長岡市喜多町字下河原1000-1喜多町プラザ1F	平成25年5月15日
鈴木 健太郎(あん摩・マッサージ)	らいふマッサージ治療院新発田店	新発田市舟入町1丁目6-16-101号	平成25年6月12日
貝川 安雄(あん摩・マッサージ)	らいふマッサージ治療院上越店	上越市国府3-7-9	平成25年5月8日
貝川 安雄(はり・きゅう)	らいふマッサージ治療院上越店	上越市国府3-7-9	平成25年5月8日

#### ◎新潟県告示第899号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成25年7月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 村上総合病院
- 2 所在地 村上市田端町2番17号
- 3 有効期間 平成25年8月1日から  
平成28年7月31日まで

#### ◎新潟県告示第900号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年7月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県佐渡市徳和5414の13、5414の14、5414の17
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

---

**◎新潟県告示第901号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営中川地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成25年7月19日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成25年7月22日から平成25年8月16日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新発田市役所加治川庁舎
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

---

**◎新潟県告示第902号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営五十公野地区区画整理（経営体育成基盤整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成25年7月19日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成25年7月22日から平成25年8月16日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新発田市役所加治川庁舎
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

---

**◎新潟県告示第903号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、佐渡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年7月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（西三川砂金山1/500平面図作成）
- 2 作業期間 平成24年11月14日から平成25年3月22日まで
- 3 作業地域 佐渡市 西三川地区

---

**◎新潟県告示第904号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 北陸新幹線建設局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知

があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年7月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（北陸新幹線建設事業）
- 2 作業期間 平成24年11月28日から平成25年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県南西 地域

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日  
平成25年7月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子育て支援ひろばキッズスタディオン
- 3 代表者の氏名  
姫川 尚美
- 4 主たる事務所の所在地  
上越市加賀町3番3号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は子育てにかかわるものに対して、子育ての実践活動と情報提供に関する事業を行い、地域市民に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 子どもの健全育成を図る活動
  - (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(種別) <b>第6条</b> (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略)	(種別) <b>第6条</b> (略) 1. (略) 2. (略) 3. (略)
(入会金及び会費) <b>第8条</b> 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。	(入会金及び会費) <b>第8条</b> 会員は、総会において別に定める入会金及び、会費を納入しなければならない。
(会員の資格の喪失) <b>第9条</b> 会員が次の各号の <u>一</u> に該当するに至ったときはその資格を喪失する。 (1) (略)	(会員の資格の喪失) <b>第9条</b> 会員が次の各号の <u>一つ</u> に該当するに至ったときはその資格を喪失する。 1. (略)

(2) (略)

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

**第10条** 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令またはこの法人の定款等に違反したとき。

(2) (略)

(職務)

**第15条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2、3 (略)

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)、(2) (略)

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4)、(5) (略)

(任期等)

**第16条** (略)

2 補欠のため、または増員によって就任した役員  
の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期  
の残存期間とする。

3 (略)

(欠員補充)

**第17条** 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬等)

**第19条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内  
で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 (略)

(権能)

**第23条** (略)

2. (略)

3. 継続して1年以上会費を滞納したとき

(退会)

**第10条** 会員は理事長に別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき

(2) (略)

(職務)

**第15条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2、3 (略)

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)、(2) (略)

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に著しく違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4)、(5) (略)

(任期等)

**第16条** (略)

2 補欠のため、または増員によって就任した役員  
の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期  
の残任期間とする。

3 (略)

(欠員補充)

**第17条** 理事または監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬等)

**第19条** 役員はその総数の3分の1以下の範囲内  
で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 (略)

(権能)

**第23条** (略)

- (1) ～(3) (略)
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任または解任、職務及び報酬
- (7) (略)
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)、(10) (略)

(開催)

**第24条** (略)

2 (略)

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

**第25条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2、3 (略)

(議長)

**第26条** 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(議決)

**第28条** 総会における議決事項は第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または運営会員が総会の目的である事項について提案した場合において、運営会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

**第29条** (略)

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は前2条、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する

- (1) ～(3) (略)
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) (略)
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)、(10) (略)

(開催)

**第24条** (略)

2 (略)

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

**第25条** 総会は、前条第2項3号の場合を除き理事長が召集する。

2、3 (略)

(議長)

**第26条** 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選任する。

(議決)

**第28条** 総会における決議事項は第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第29条** (略)

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 (略)

- (1) (略)
- (2) 運営会員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
- (3) (略)
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) (略)

2 (略)

3 前2項の規定に関わらず、運営会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の議決があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の議決があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(開催)

第33条 (略)

- (1) (略)
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 (略)

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定により、招集の請求があつたときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議決)

第36条 (略)

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会

(議事録)

第30条 (略)

- (1) (略)
- (2) 運営会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
- (3) (略)
- (4) 議事経過の概要及び議決の結果
- (5) (略)

2 (略)

(開催)

第33条 (略)

- (1) (略)
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があつたとき。

(召集)

第34条 (略)

- 2 理事長は前条第2号および第3号の規定により、監事から召集の請求があつたときは、その日から10日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議決)

第36条 (略)

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したも

に出席したものとみなす。

(資産の構成)

**第39条** (略)

- (1)、(2) (略)  
 (3) 財産から生じる収益  
 (4) 事業に伴う収益  
 (5) その他の収益

(事業計画及び予算)

**第42条** この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第43条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

**第44条** 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

- 2 (略)

(予算の追加及び更正)

**第45条** 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第46条** この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 (略)

(事業年度)

**第47条** この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

**第48条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

のとみなす。

(資産の構成)

**第39条** (略)

- (1)、(2) (略)  
 (3) 財産から生ずる収入  
 (4) 事業に伴う収入  
 (5) その他の収入

(事業計画及び予算)

**第42条** この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第43条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

**第44条** 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

- 2 (略)

(予算の追加及び更正)

**第45条** 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第46条** この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 (略)

(事業年度)

**第47条** この法人の事業年度は毎年4月1日には始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

**第48条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

**第49条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5) 社員資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

**第50条** (略)

(1)～(4) (略)

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2、3 (略)

(残余財産の帰属)

**第51条** この法人が解散(合併または破産手続開始決定による解散を除く)したときに残存する財産は、総会で決した類似目的の公益法人または特定非営利活動法人に寄付することとする。

(公告の方法)

**第52条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

**第49条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

**第50条** (略)

(1)～(4) (略)

(5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取り消し

2、3 (略)

(残余財産の帰属)

**第51条** この法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、総会で決した類似目的の公益法人もしくは特定非営利活動法人に寄付することとなる。

(広告の方法)

**第52条** この法人の広告はこの法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

#### 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年 7 月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成 25 年 7 月 4 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ささえ愛みんなの家

3 代表者の氏名

清水 恵一

4 主たる事務所の所在地

上越市大和2丁目1番16号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者、また母子などへの支援活動を行い、もって誰もが明るく充実した日々が過ごせる地域福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(権能)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>活動予算並びにその変更</u></p> <p>(5) 事業報告及び<u>活動決算</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(議決)</p> <p><b>第29条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><b>第31条</b> (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面による同意の意思を表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p><u>(2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(3) 総会の議決があったものとみなされた日</u></p> <p><u>(4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p><b>第45条</b> この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予</u></p>	<p>(事業)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(権能)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支予算並びにその変更</u></p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(議決)</p> <p><b>第29条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p><b>第31条</b> (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p><b>第45条</b> この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予</u></p>

<p>算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p><b>第49条</b> この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p><b>第52条</b> この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p><b>第49条</b> この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p><b>第52条</b> この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p>
---	---

**特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について (公告)**

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年 7 月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成 25 年 7 月 10 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人マミーズ・ネット
- 3 代表者の氏名  
中條 美奈子
- 4 主たる事務所の所在地  
上越市中中原 1 番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、子育てに関わる人たちや子どもたちを支援する活動を通じ、子どもの幸せを願うすべての人々が、地域で支えあって子育てしていける環境を整えることを目的とする。また、「子どもも大人も性別にとらわれずに生きやすい社会」をめざし、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類  
(1) 子どもの健全育成を図る活動  
(2) 男女共同参画社会の形成を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(権能)</p> <p><b>第23条</b> (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算の決定</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算の承認</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(資産の構成)</p>	<p>(権能)</p> <p><b>第23条</b> (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算の決定</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算の承認</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(資産の構成)</p>

<p><b>第39条</b> (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生ずる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p><b>第42条</b> この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p><b>第43条</b> 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、<u>予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることが</u>できる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した<u>予算の収益費用</u>とみなす。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p><b>第46条</b> この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p><b>第49条</b> この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する事項を変更する場合</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p><b>第39条</b> (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生ずる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p><b>第42条</b> この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p><b>第43条</b> 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、<u>予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することが</u>できる。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した<u>予算の収入支出</u>とみなす。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p><b>第46条</b> この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p><b>第49条</b> この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p>
---	---

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年7月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名称 ケーズデンキ上越インター店  
 所在地 上越市大字富岡字久保田1448番地2外  
 設置者 株式会社北越ケーズ
- 2 変更した事項  
 大規模小売店舗の名称  
 (変更前) (仮称) ケーズデンキ上越インター店  
 (変更後) ケーズデンキ上越インター店
- 3 変更年月日

平成25年7月9日

4 変更の理由

店舗の名称が正式に決定したため。

5 届出年月日

平成25年7月9日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成25年7月19日から平成25年11月19日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について(公告)**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年7月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ホームセンタームサシ新井店

所在地 上越市大字西田中宇久ノ田11番1外

設置者 アークランドサカモト株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称) ホームセンタームサシ新井店

(変更後) ホームセンタームサシ新井店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 坂本 勝司

(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 坂本 勝司

(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊

3 変更年月日

・2(1)に関する事項

平成25年7月9日

・2(2)及び(3)に関する事項

平成25年2月28日

4 変更の理由

・2(1)に関する事項

店舗の名称が正式に決定したため。

・2(2)及び(3)に関する事項

代表者の氏名が変更になったため。

5 届出年月日

平成25年7月9日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

平成25年7月19日から平成25年11月19日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年7月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ケーズデンキ上越インター店

所在地 上越市大字富岡字久保田1448番地2外

設置者 株式会社北越ケーズ

## 2 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 4箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 出入口の数 3箇所

位置 届出書に添付された図面のとおり

## 3 変更を予定する年月日

平成25年7月11日

## 4 変更の理由

荷さばき車両と来店車両の交錯を避けて、来店客の安全性を高めるため。

## 5 届出年月日

平成25年7月9日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

平成25年7月19日から平成25年11月19日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪機械等について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年7月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

ア ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級) 1台

イ ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、ロング雪切板付) 1台

ウ	ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、スイング式雪切板付)	2台
エ	ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付)	4台
オ	ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、スイングオーガ装置付)	1台
カ	ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付)	1台
キ	ロータリ除雪車 (2.6m級、ロング雪切板付)	1台
ク	ロータリ除雪車 (2.6m級、スイングオーガ装置付)	1台
ケ	凍結防止剤散布車 (3 t級、4×4)	2台

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成26年3月17日(月)

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 入札方法

上記1(1)ア～クについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。)に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記1(1)ケについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律(平成14年法律第87号)によるリサイクル料金等(以下「リサイクル料金等」という。)を除いた金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。)に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の105分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

(6) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成25年8月29日(木) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所  
平成25年8月30日(金) 午前10時  
新潟県庁出納局会計検査課入札室

#### 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成25年8月20日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

##### ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書（物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8）を提出している者は提出不要とする。

##### イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の成立要件

上記1(1)ウ及びエの契約の締結については、新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟県条例第5号）第3条に規定する新潟県議会の議決を要するため、入札による落札者とは、議会の同意があったときに本契約となる旨を内容とする仮契約を締結する。

- (10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (11) その他

詳細は入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Rotary snow blower (Clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [1] unit
- ② Rotary snow blower with long-type snow cutting blade (Clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [1] unit
- ③ Rotary snow blower with swing-type snow cutting blade (Clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [2] units
- ④ Rotary snow blower with swing-type snow cutting blade and rear twin wheels (Clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [4] units
- ⑤ Rotary snow blower with snow bank clearing auger device (Clearing width: 2.6-meter class ; rated

output: 220-kilowatt class) [1] unit

⑥ Rotary snow blower with snow bank clearing auger device and rear twin wheels (Clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [1] unit

⑦ Rotary snow blower with long-type snow cutting blade (Clearing width: 2.6-meter class) [1] unit

⑧ Rotary snow blower with snow bank clearing auger device (Clearing width: 2.6-meter class) [1]unit

⑨ Anti-icing material spreader truck (Four wheel drive ; maximum carrying capacity : 3-ton class) [2] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. August 20, 2013

(3) Date of bid opening:

10 : 00A.M. August 30, 2013

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp